

平成25年度

「新潟市子ども・子育て会議 第1回幼保部会」 会議録

開催日時：平成25年11月22日（金）午前10時00分～午前11時40分

会場：新潟市役所 第1分館 1階 1-101会議室

出席委員：大山委員、小池委員、田巻委員、梅坂委員、平澤委員、丸山委員、山本委員、
横尾委員

（出席者8名）

事務局出席者：

子ども未来課 堀内課長、小沢課長補佐、佐藤企画管理係長、本間育成支援係長

保育課 島田課長、中村課長補佐、猪爪管理係長、新井運営係長

教育委員会教育総務課 上所教育政策担当課長、阿部副参事

教育委員会学校支援課 白澤副参事 ほか

（19名）

委託業者：(株)新潟富士薬品・アシスト(株)共同事業体 五十嵐研究員補佐

傍聴者 2名

会議内容

1 開会

（事務局：保育課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまより、平成25年度第1回新潟市子ども・子育て会議幼保部会を開会いたします。本日、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、保育課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は議事録作成のため、録音させていただくことをご了承いただきたくよろしくお願いいたします。

初めに、保育課長の島田がごあいさつ申し上げます。

2 保育課長挨拶

（事務局：保育課長）

皆さん、おはようございます。保育課長の島田と申します。本日は新潟市子育て会議幼保部会ということでご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また小池部会長委員につきましては部会長ということで大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

新潟市におきましては、27年度から施行します、子ども・子育て支援新制度について、

いろいろな検討を始めたところでございます。新潟市の子育て会議も 2 回を経過しておりますし、その会議の中で 3 部門の専門部会を設けるといふところの一つとして幼保部会を設定させていただくことになりました。この中ではさまざまな保育サービスの中身について、あるいは支援制度のどういったバックアップ体制が必要なのかというところを議論いただきまして、新潟市の子育て事業計画の中に生かしていきたいと考えております。どうぞこれからよろしく願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

続きまして、幼保部会、小池部会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

3 部会長挨拶

(小池部会長)

おはようございます。部会長のほうを務めさせていただきます、新潟県立大学の教員で小池と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今、課長さんのほうからお話がありましたけれども、この部会は幼稚園、そして保育所、そして認定こども園という、就学前の子どもたちにとって非常に大事な居場所の今後の方向性を考える部会になっております。私も初めてこの部会長ということで緊張しているのですが、皆さまのお力を借りながらこの会を進めていければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

4 臨時委員紹介

(事務局：保育課長補佐)

小池部会長、ありがとうございました。

続きまして、幼保部会は専門部会でございますので、部会には専門的見地からの臨時委員をお願いしてございます。臨時委員のお二人をご紹介します。はじめに、大山正義様です。大山様には、認可外保育施設連絡会におきまして、認可外保育施設の運営等に携わってこられました。自己紹介をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(大山委員)

おはようございます。新潟市認可外保育施設連絡会、大山です。この会は 7 年前にある議員のお勧めもあり、立ち上がった会でございます。ただ、ご承知のとおり新潟市の保育再編成もありまして、認可外から認可のほうへ立ち上がった例が多数あります。多いときは 14 園が加盟しておったんですが、現在 3 園ということで、なかなか活動という活動ができないのですが、情報交換等をさせていただいております。認可外保育施設というもの一概にはなかなかひと縛りでいかないところがございまして、ベビーホテル、または認可外と認可園を 2 つ持っていられちゃうところ、そしてまた、障がい児保育に特化した

保育、または新潟駅前に設置している保育園というかたちで、さまざまな部分があるんですが、その中で私としては取りまとめ役といいますか、情報の収集役をやらせていただいで 7 年になります。今回こういうかたちで新潟市も立ち上げるということなので、私がいろいろ情報収集している部分を皆さまにご提案させていただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

もうお一方、梅坂昌業様です。認定こども園寺尾幼稚園、こりす保育園専務理事でいらっしゃいます。認定こども園からの委員をお願いいたしました。自己紹介をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(梅坂委員)

皆さま、改めましておはようございます。新潟で第 1 号として認定こども園になりましたが 6 年目を迎えることになりました。そのころいろいろな勉強会に出席したり、自分としても研究してまいったのですが、新潟市は全国的に非常にうらやましがられました。0、1、2 歳の保育園をやろうと。全国的には普通の保育園と普通の幼稚園が合体したのが認定こども園だというのが主流だったのですが、私とか周りの仲間は新潟方式なんていいまして、全国に誇れるような 0、1、2 歳の保育園が併設した幼稚園が、新潟市には今度 12 施設になるかと思えます。その間では幼稚園とか保育園とかという悩みはあまりなかったのですが、幼稚園の中にも約 3 割から 4 割の就業者がおりますので、今回の制度がそういう人たちの救いになってくれればなと願って今回参加させていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

お二人の委嘱状につきましては、席上にご用意させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

5 委員自己紹介

(事務局：保育課長補佐)

続きまして、本体会議からの委員の皆さまから自己紹介いただきたいと存じます。資料 1 の委員名簿の上からまいります。田巻委員、お願いいたします。

(田巻委員)

公募委員の田巻と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

平澤委員、お願いいたします。

(平澤委員)

どうもおはようございます。新潟市保育会会長の平澤でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

丸山委員、お願いいたします。

(丸山委員)

おはようございます。新潟市の私立幼稚園協会からやってまいりました、会長の丸山で
す。よろしく申し上げます。

(事務局：保育課長補佐)

山本委員、お願いいたします。

(山本委員)

おはようございます。公募委員として参加させていただいております。山本良子と申し
ます。お世話になりますがよろしく申し上げます。

(事務局：保育課長補佐)

横尾委員、お願いいたします。

(横尾委員)

おはようございます。新潟市社会福祉協議会の横尾と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

(事務局：保育課長補佐)

ありがとうございました。専門部会の委員、及び部会長は、資料 2-2 にありますように、
本体会議の会長が指名することとされています。幼保部会は、資料 1 にありますとおり、8
名の委員で構成され、部会長は先ほどごあいさついただきました小池委員が指名されて
おります。

6 事務局・関係者紹介

(事務局：保育課長補佐)

続きまして、事務局を紹介いたします。福祉部こども未来課、福祉部保育課、教育委員

会事務局教育総務課、教育委員会事務局学校支援課の4課となります。

次に、議事に入ります前に資料の確認をお願いいたします。次第の裏面に一覧として記載してございますが、事前に配布させていただきました資料として、

- 資料1 新潟市子ども・子育て会議 幼保部会 委員名簿
- 資料2-1 新潟市子ども・子育て会議 幼保部会 部会の検討事項
- 資料2-2 新潟市子ども・子育て会議における部会の設置について
- 資料3 検討事項等の概要について

①-1 認定こども園

添付資料として、国の子ども子育て会議資料「幼保連携型認定こども園の認可基準について」

①-2 幼稚園

①-3 保育園

①-4 幼保小連携事業

①-5 確認制度

添付資料として国の子ども・子育て会議資料「確認制度について」

①-6 地域型保育事業

添付資料として国の子ども・子育て会議資料「小規模保育事業について」と「地域型保育事業について」

②-1 保育園の一時預かり事業

②-2 私立幼稚園預かり保育事業

③ 延長保育事業

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑤ 多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを促進するための事業

⑥ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

以上が事前に配布させていただいた資料でございます。本日配布させていただいた資料として、新潟市子ども・子育て会議第1回幼保部会座席表です。以上、資料の不足がございましたらお知らせ願いたいと思います。よろしいでしょうか。

次に、これまで2回開催いたしました、「新潟市子ども・子育て会議」の内容についてご報告させていただきます。こども未来課佐藤係長より報告いたします。

7 子ども・子育て会議内容報告

(事務局：こども未来課企画管理係長)

おはようございます。こども未来課の佐藤でございます。よろしくをお願いいたします。これまで2回の会議が行われております。9月4日に第1回目の会議が行われました。その内容ですけれども、まず会長の選出が行われまして、委員の互選により新潟市小学校校長会会長の森委員が会長として選出されました。副会長は会長が指名することとなっております。

まして、森会長から、新潟市母子福祉連合会会長の菊地委員が副会長に指名されました。続いて事務局のほうから、「子ども・子育て支援新制度」を説明いたしまして、さらに部会の設置についても承認をいただきました。部会に所属する委員、及びこの時点で決定していた議員、委員の方を会長が指名いたしました。ここで若干幼保部会の設置につきまして説明いたしますが、まず設置の趣旨として、昨年8月の子ども・子育て関連3法の成立を受け、27年度から子ども・子育て支援新制度の本格的なスタートが予定されております。後ほど詳しい説明がありますが、幼稚園、保育園、そして認定こども園など、幼児期の教育・保育においても多くの点で新たな仕組みとなりまして、それに伴って各種条例の制定が行われます。この条例の検討も含め、幼児期の教育・保育について検討していただくため、新潟市子ども・子育て会議も3つの部会の一つとして幼保部会を設定していただきました。委員につきましては資料1の名簿のとおりでございますが、本体会議の委員が6名、それから臨時委員の方が2名ということで、計8名で構成しております。

9月の子ども・子育て会議の報告に戻りますが、続きましてニーズ調査について事務局が説明し、出席委員からは、調査票はより回答者に分かりやすくすべきである。回答してもらえる工夫をすべきである。正確な手続きで調査をすべきであるなどの意見が出され、事務局で精査のうえ、第2回の会議の際に改めて提案することとなりました。

2回目の子ども・子育て会議が10月1日に行われ、その内容ですが、会長が各部会の部会長、及び第1回目で選定中だった臨時委員の指名を行いました。各部会長につきましては、この幼保部会については小池委員、それから放課後児童クラブ検討部会につきましては、新潟県立大学人間生活学部子ども学科准教授の植木委員、それから地域ネットワーク部会につきましては、新潟医療福祉大学非常勤講師、鈴木委員が指名されました。それからニーズ調査についての検討が行われました。そのニーズ調査についてですが、平成27年4月から本格的にスタートされる予定のこの新制度、それから、そのために策定します子ども・子育て支援事業計画には、地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み等を記載することになっております。その量の見込みにつきましては、現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて設定いたしますが、そのためのニーズ調査として行っております。調査のほうは国が示す基本方針や、調査票のひな型に基づきまして各市町村が実施することとされておりますけれども、各委員の意見や模擬で実施した結果も踏まえまして調査票を決定し、無作為により抽出した対象者、未就学児の保護者6,000名、小学生の保護者6,000人を抽出し、10月末に調査票を発送しました。当初は11月15日を締め切りとしていましたが、回収率が低かったため、お礼状を兼ねた提出のお願いを記載したはがきを全世帯に発送しまして、週明け月曜日、25日投函分まで締め切りを延ばしたところです。その後集計作業を行いまして、来年年明け1月中には単純集計結果を取りまとめる予定になっております。子ども・子育て会議の内容の報告は以上になります。

8 議事

(1) 幼保部会における検討事項等の概要について

(事務局：保育課長補佐)

これより議事に入らせていただきます。小池部会長部会長、進行をよろしくお願い申し上げます。

(小池部会長)

それでは議事に入らせていただきます。幼保部会における検討事項等の概要についてということです。事務局から説明のほうをお願いしたいと思います。

(事務局：保育課管理係長)

保育課の猪爪と申します。よろしくお願いいいたします。座って説明をいたします。資料が多くて恐縮ですがよろしくお願いいいたします。幼保部会における検討事項等の概要について説明いたします。幼保部会における検討事項は資料 2-1 のとおりですが、本日はそれにかかわる事業等について、資料 3 以下により、各担当が順次説明いたします。国の子ども・子育て会議で現在進行中のももありまして、現時点で情報がない項目もありますが、現在の情報も含めてご説明いたしますのでよろしくお願いいいたします。質疑については説明終了後いたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいいたします。

まず資料の 3 をご覧ください。検討事項の概要についてということで、部会の検討事項をより進めたかたちで、この部会で構成されているアウトプットと申しますか、こういうところを決めていただくということで見たいと思います。一番上の四角、新潟市子ども・子育て支援事業計画の、各年度における量のみ込み並びに提供体制の確保及び実施時期についてです。これはお手もとに資料がありませんが、これから策定していただきます新潟市子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項です。

現在行われているニーズ調査を基に、平成 27 年度から計画期間の 5 年間の各年度における教育・保育の必要量の見込みについて、教育・保育提供区域単位で、1 号認定、幼稚園利用、2 号認定、3 歳以上保育園利用、3 号認定、0、1、2 歳保育園利用ごとに推計し、この必要量に対して、認定こども園、幼稚園、保育園の施設と、地域型保育事業これは 20 人以下の小規模保育事業や家庭的保育、事業所内保育所などですが、必要量をまかなう、これらの施設整備などの提供体制の確保とその内容、実施の時期を定めていただくものです。

現在は、保育園だけになりますが、平成 18 年度に策定しました、平成 19 年度から平成 26 年度の計画期間 8 年になります新潟市保育園再編基本計画により入所児童の推計と定員の確保を進めており、新潟市子ども・子育て支援事業計画はこの保育園再編基本計画の後継の計画の位置付けとなります。

次に施設・事業関係と確認に係る基準についてです。2 つ目以降の四角ですけれども、新たな子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法第 3 条により市町村が実施主体となること定められています。このことから、市町村において定める必要のある条例等

を記載しています。

幼保連携型認定こども園の認可基準条例は本来県知事認可ですが、政令指定都市及び中核市に権限が移譲されることとなっています。次に、保育所に関する認可基準条例。地域型保育事業は、市町村認可事業として実施されることとなります。認可を受けた施設や事業者が、施設型給付を受けるものとして運営等の基準を満たしているのかを確認するという、確認制度というものができましたので、その条例の設置も必要になります。これらの条例は、国の示す基準を基にそれぞれの市町村の地域事情に合わせて独自の考えを加えて制定することができるとされています。保育の必要性の認定については、保護者や事業者が正当な理由なく、子ども・子育て支援法に規定する報告や提出をしない場合や虚偽について過料を科することができることとされていますので、それに関する条例が必要です。その他として教育・保育の利用料は今で言うところの保育料です。

それでは、検討事項に係る状況等について個別に説明させていただきます。

まず①-1、認定こども園についてです。新潟市にある認定こども園は記載のとおりです。全てが幼保連携型認定こども園で接続型というタイプです。認定こども園は幼保連携型のほかに、認可幼稚園と認可外保育施設で構成される幼稚園型、認可保育園と幼稚園機能で構成される保育所型、認可外の幼稚園機能と保育所機能で構成される地域裁量型といったものがありますが、新潟市内はこのタイプのみとなっています。認可の幼稚園さんに0、1、2歳児の定員を持つ認可保育園が併設されているものです。平成26年4月には4園増えて12園が整備される予定です。

新制度における認定こども園についてですが、現在はそれぞれ学校教育法と児童福祉法によりそれぞれの施設が適用されていましたが、新制度では認定こども園法により教育と保育を一体的に行う施設となります。設置主体には株式会社はなれないこととなっています。また、既存の幼稚園や保育園は認定こども園への移行の義務付けはありません。このことから、現在の幼稚園や保育園のままでも存続することが可能です。

設備及び運営に関する基準は市で条例を定めて認可することになります。現在、その認可基準について国の子ども・子育て会議で検討中でありまして、現在のところ条例制定に向けたスケジュールは4ページのとおりと考えています。現在までの基準検討部会の資料を付けましたので参考にご覧ください。認定こども園については以上です。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

こども未来課育成支援係の高澤と申します。よろしくお願いいたします。私からは、本市の幼稚園の状況につきまして、資料に沿ってご説明申しあげます。資料3①-2幼稚園をご覧ください。まず1ページの(1)新潟市の状況ですが、本市には54園の幼稚園があります。表の幼稚園名の右の数字は、今年5月1日現在の各園の在籍園児数です。合計約6,700人で、本市の3から5歳児人口のおよそ3分の1に当たります。個別に見てみますと、旧新潟市の地域であります東区、中央区、西区は、比較的幼稚園がたくさんあり、園児数が

300 人を超えるような大きな園もございます。反対に北、江南、南、西蒲の合併地域は比較的園数が少なく、また秋葉区は 8 園中 7 園が市立の幼稚園というように、地域によって特色があります。次の 2 ページから 3 ページの一つ目の丸、入園資格年齢までは、学校教育法の規定を記載しております。3 ページをご覧ください。2 つ目の丸は実際の入園手続きや保育料などです。①入園申し込みは、10 月から各園で一斉に受け付けが始まり、保護者は市を通さずに直接希望する幼稚園に申し込みます。②保育時間、③料金につきましては記載のとおりです。④利用者への補助制度につきましては、市立幼稚園の授業料減免措置は、生活保護世帯や市民税が非課税の世帯などに対する授業料の減免制度です。また、就園奨励制度は、国の補助を受けて全国の市町村が実施しているもので、私立幼稚園の場合は、年間の給与収入額約 680 万円までの世帯を対象に補助金を交付しております。

最後の 4 ページをご覧ください。(2) といたしまして、新制度施行にあたって検討すべき事項を記載しております。まず一つ目の丸、設置認可と指導監督についてです。都道府県が有している、幼稚園を含めた私立学校の設置や指導監督に関する権限を指定都市に移譲することにつきましては、現在、内閣府と文部科学省との間で調整が行われております。本市でも今年 7 月に行われた、市長と県知事による第 3 回新潟州構想検討推進会議で議題として取り上げられたところであり、今後国の動向を重視しながら、県の担当課とも情報交換をしていきたいと考えております。次に 2 つ目の丸、入園手続きについてです。新制度で施設型給付を受ける幼稚園に入園する場合は、まず、満 3 歳以上の就学前の子どもであるという「1 号認定」を市から受けるという手順が発生しますので、新制度実施後における入園の手続きが円滑なものとなりますよう、現行の入園手続きや国が示す簡素な手続きを踏まえて検討したいと考えております。最後に 3 つ目の丸、私学助成の充実についてですが、子ども・子育て支援 3 法の附帯決議には「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成の充実を努めること」とありますので、これを踏まえて本市の助成内容を検討してまいります。幼稚園に関しましては以上です。今後、国の基準が示され、本部会において幼稚園に関する検討事項が出てまいりましたら、その都度ご議論をいただくこととし、細かい制度設計等につきましては、今ほどご説明申しあげた方針に基づきまして市のほうで検討するということをご了承いただければと考えております。以上でございます。

(事務局：保育課運営係長)

保育課運営係の新井と申します。認可保育園についてご説明いたします。

まず、1 ページ、現状ですが、施設数は公立が 88 園、私立が 130 園の計 218 園です。4 月 1 日の児童数は、20,116 人です。

2 ページをお開きください。次に、新制度と現行制度との違いについてご説明いたします。

対象児童については、現在は、児童福祉法第 24 条により「保育に欠ける場合」となっていますが、改正児童福祉法では「保育を必要とする場合」となっています。

利用手続については、3 ページに現行の、4 ページに新制度の流れを載せました。国の子

ども・子育て会議の資料からとったものですので、少し本市の現状と異なる部分もございます。

3 ページをご覧ください。現行は、本市では、10 月半ばから 10 月末まで各保育園で入園申込を受け付け、11 月に各区で定員を超えた園などで面接を行い、入所選考を実施します。その後、第 1 希望の園に入れなかった方などの調整を行い、1 月下旬に入園承諾書を発送しております。

4 ページをお開きください。新制度ですが、現行との一番の違いは入園申込の前に、保育の必要性の認定の申請を保護者が行い、市が必要性の認定を行うという点です。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付、施設型給付というのが、教育時間、保育時間に応じて給付されます。施設型給付は保護者に対する個人給付を基礎としますが、確実に教育、保育の費用に充てるため、法定代理受領の仕組みにより、直接市から施設に支給されます。なお、児童福祉法により、保育所における保育は市町村が実施することとされているので、私立保育園については、市と利用者との契約となり、園には施設型給付ではなく現行と同様に委託費が支払われます。

この給付を支給するために、子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、教育、保育の必要性を認定する仕組みとなっています。5 ページをご覧ください。認定の区分を載せています。保育が必要な家庭は、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項の第 2 号、第 3 号に該当することから、2 号認定、3 号認定と呼んでいます。2 号は、満 3 歳以上の保育が必要な子ども、3 号は、満 3 歳未満の保育が必要な子どもです。

2 ページにお戻りください。認定区分ですが、新制度では、主にフルタイムの就労で現行の 11 時間の開所時間を想定した保育標準時間と、主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の 2 区分の保育必要量が設けられました。

現行では、就労によって保育に欠けると判断する下限は、本市は 1 日 4 時間、週 4 日としていますが、これは自治体により異なっており、新制度の保育時間の下限については、現在国で検討中です。

次に、保育料ですが、収入に応じた応能負担となっており、現行は、国の通知をもとに自治体で保育料を設定しています。新制度では、来年度、国が示す公定価格をもとに設定します。保育短時間の保育料は保育標準時間の一定割合となります。本市の保育料は新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則で規定していますので、改正する必要があります。

最後に入園事由です。6 ページをご覧ください。こちらも国の子ども・子育て会議の資料からとったものです。左側に現行の保育に欠けている事由があります。児童福祉法施行令で定められており、これをもとに本市では、新潟市保育の実施に関する条例で、保育の実施基準を定めています。右側が新制度の国の案で、事由には、夜間の就労、求職活動、就学、虐待・DVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもいることが新たに追加されました。ほとんどは、本市では既に事由に含めているものです。今後、内閣府令で定められ、それをもとに本市でも条例を改正します。

保育園については以上です。

(事務局：教育委員会学校支援課副参事)

学校支援課、白澤と申します。よろしくお願ひいたします。幼保小連携事業についてご説明いたします。資料3①-4 幼保小連携事業についてご覧ください。

まず概要です。概要といたしましては、幼稚園・保育園・小学校との連携、個々の子どもの育ちを大切にした幼児教育の充実を目指し、就学前の教育のあり方を検討することを目的としています。また、就学前教育という観点のもと、幼稚園教諭、保育士による合同研修会を行っております。小学校就学前及び、就学直後の子どもの教育・保育について研究するとともに、幼児教育関係職員の資質・指導力の向上を図っていきます。

続きまして、実施状況です。本年度につきましては、6月に新潟市幼稚園教育研修会春期研修会といたしまして、市内幼稚園教諭、保育士78名が参加いたしまして、「幼児期における体力向上について」の講義が行われました。2ページ目をご覧ください。7月には、新潟市幼保小連絡協議会といたしまして、小学校長会、市立幼稚園長会、私立幼稚園協会、関係各課より17名が参加して、幼小接続カリキュラムについての意見交換が行われました。8月には新潟市幼稚園教諭研修会として、市内の幼稚園教諭、保育士97名が参加して、特別支援教育を視点とした講演が行われました。また、随時幼小接続カリキュラムの研究として、小学校、幼稚園による接続カリキュラムの研究が小学校単位で実施されております。また、園児と小学生との交流活動や、教諭による出前授業の実施、学校・園相互の情報交換が随時行われております。

(3) 主な検討課題と考え方につきましては、新制度において幼保小連携の研究体制の確立、それから今後さらに一層の充実という点で課題と考え方が挙げられています。以上です。

(事務局：保育課管理係長)

①-5 確認制度という資料をご覧ください。子ども・子育て支援新制度においては、施設や事業の認可については、児童福祉法など関係法にその認可手続きが示され、その内容を満たせば、供給過多などの場合を除いて原則認可することになります。

認可を受けた施設等は、施設型給付などの公的給付を受けるためには、市町村に確認の申請を行い、市町村が条例で定める運営基準を満たしているかの確認を受けて初めて給付を受けることが可能になります。

現在、国の子ども・子育て会議において、定員については本体会議で、運営については基準検討部会で検討中とのことです。こちらも、今年度末を目途に基準がまとめられて示された後、条例案を作成の上、パブリックコメントを経て条例案を議会に提出することとなります。

その施設等の利用定員については、子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっております。

ます。以上でございます。

次に、地域型保育事業について説明します。概要にあります、市町村認可事業として児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とするということになっております。子ども・子育て支援新制度においては、多様な保育の需要に応えるため、これまで公的給付の対象ではなかった事業も行うこととしています。

今まで、例えば認可の基準を満たさない認可外保育施設は、公的給付の対象となっていないことから、都市部において保育をお願いする場合、その料金が高いということで認可園との負担の大きな格差が新聞報道等でされていたのを、ご覧になった方もおられると思います。そこで、市町村事業又は市町村の認可事業として児童福祉法に位置付け、一定の人員、施設及び運営の基準を満たすものを公的給付の対象にするという内容です。

想定している事業は4つありまして、1ページ目の(1)にあります、小規模保育という事業です。これは利用定員が6人から19人以下の小規模の保育園です。これが20人以上になりますと、認可保育園の定員設定の枠組みになります。5人以下については家庭的保育事業というものになります。それから居宅訪問型保育、これは乳幼児のおられるご家庭に、ヘルパーさんのようなかたちで行くという事業を想定しています。事業所内保育については、従業員の子どもさんを見る事業内保育施設が、従業員以外の地域枠を設定して運営する場合については、公的給付の対象としようということが示されています。

基準検討部会の資料「小規模保育事業について」「地域型保育事業について(小規模保育事業以外の事業を中心に)」に現在の検討内容が示されていますので参照されて下さい。こちらも、基準が示された後に市町村で条例設定をしていくこととなります。

新潟市では認可保育園でお預かりすることを第一に、認可保育園として定員を確保するというで今まで進めてきておりました。この地域型保育事業ですが、5ページに新潟市における論点等、事務方のほうでこういうことはどうなんだろうなというところを載せさせていただきました。どうしてもお仕事のご都合ですとか、土日にお仕事があり、認可保育園だけでは預けられず、認可外保育施設を利用しているという家庭もあるものですから、認可外保育施設の安定経営と保育環境の充実を目的に市単独で補助制度を設けるなどしてきたところ です。

その他、小規模保育事業の他に家庭的保育や居宅訪問型の保育ニーズが新潟市にどの程度あるのか、実際にお預かりできる事業者さんがどの程度市内に存在するのか、情報をあまり持っていません。また、事業所内保育施設が公的給付の対象になるには、従業員以外の地域のお子さんをお預かりする必要がありますが、そもそもは会社の福利厚生施設ですので、会社の経営判断になる部分もあります。その辺りも含めて、今後は新潟市内の実態把握も必要なのかなと思っております。

それから、地域型保育事業につきましては0、1、2歳児を想定していることから、資料にもありますが、バックアップの施設を設けることが議論されております。地域型保育事業の後、3歳以降の保育をどう担保するのかとか、小規模事業等で実際に動いている中で、

施設の力の足りない部分をバックアップする施設が必要だということも議論されているんですが、幼稚園とか保育園とか認定こども園といった施設と地域型保育事業のセットの関係がどう作れていけるのかというのは、課題になってくるのかなと思っているところです。地域型保育事業については以上です。

(事務局：保育課運営係長)

続きまして②-1、一時預かり事業についてご説明いたします。保育園での一時預かり事業についてご説明いたします。

1 ページ、概要ですが、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

保育所型は、認可保育園全園で行っています。月 7 日まで利用でき、41 園の拠点園では、月 14 日まで利用できます。

地域密着型はプラーカスマイルランド、地域密着Ⅱ型はなかなか古町の子育て応援ひろばで実施しており、1 日 4 時間まで利用できます。この 2 つの違いは、保育士の人員配置基準です。利用人数は、3 ページ、4 ページのとおりです。

5 ページをご覧ください。新制度での検討課題です。さきほど保育園の説明でも触れたように、保育園の短時間保育の必要性を認定する場合の就労日数の下限の設定について、現在国で議論されています。下限が示されれば、下限に達しない日数で就労している方などは、一時預かりでカバーできるよう、利用日数を検討する必要があると考えています。以上です。

(事務局：こども未来課育成支援係主査)

では続きまして、資料 3 ②-2 私立幼稚園の預かり保育事業についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。(1) 概要ですが、私立幼稚園における預かり保育は、在園児の保護者が教育時間の前後や土曜日、長期休暇期間中などに通園する幼稚園に子どもを預ける事業です。2 つ目の丸、実施時間にありますように、平日の夕方は市内 42 園すべての私立幼稚園が預かり保育を実施しておりますが、平日の朝や土曜日などの実施の有無や実施の時間などは各園によって異なります。

次に 2 ページの 2 つ目の丸の補助制度をご覧ください。新潟県は従事する教員の人数や利用者数などに応じた補助金を交付しております。本市では預かり保育事業に対する補助制度はございません。

次の (3) 今後の検討課題についてですが、現行の幼稚園の預かり保育事業は、新制度におきましては次のいずれかとして取り扱われます。1 つ目は、幼稚園が認定こども園となり、「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合で、施設型給付の対象となります。2 つ目は、市町村の一時預かり事業としての委託を受けて実施していただく場合です。2 つ

目の場合は、本市の一時預かり事業を新たに創設することとなりますので、国の基準や現行の県の助成内容を踏まえて市の事業内容を検討していきたいと考えております。以上です。

(事務局：保育課運営係長)

続きまして③延長保育事業、保育園での延長保育事業についてご説明いたします。1 ページ、概要ですが、11 時間の開所時間を超える保育需要へ対応するため、11 時間の開所時間前後の時間においてさらに 30 分以上の延長保育を実施する事業です。市立保育園 58 園、私立保育園 129 園の計 187 園で実施しています。利用人数は、2 ページのとおりです。

新制度での課題としては、保育園の保育標準時間、保育短時間それぞれの上限と、延長保育の実施時間の関係の整理が考えられ、今後の国の会議の動向を注視していきます。

(事務局：保育課管理係長)

続きまして④です。実費徴収に係る補足給付を行う事業という 1 枚ものですが、一番上に条文が書いてあるのですが、2 ページ目を見ていただくとわかるとおり、国のほうの検討がまだ具体的にされていませんので、どういう事業を行うことなのか今後出てくる状況でございます。国の子ども・子育て会議から具体的な内容を示された後ご意見を伺いたいと思います。条文によりますと、所得に応じて日用品、文具費、それから行事などに対する実費負担に対して、補足的に給付を行うものとされています。

次に⑤です。多様な主体が子ども・子育て 3 法の仕組みに参入することを促進するための事業ということで、条文は 1 枚目に書いてあるとおりです。具体的な事業内容が国のほうで検討されておられませんので、国からのアウトプットがありません。ただ、社会福祉法人とか学校法人以外の主体もそういう保育事業に参入することを促進するという趣旨ですので、2 ページ目のところに、新潟市における認定こども園、幼稚園、保育園の設置主体区分ということで記載してあります。

ご覧いただくとわかるとおり、認定こども園については学校法人が、幼稚園についてはこういった構成、保育園については市立と社会福祉法人が設置主体となっています。東京都内や横浜市のように、株式会社による保育所というのが、今新潟市には 1 か所もございません。児童福祉法自体については設置主体の制限というのは平成 14 年だったかに撤廃されておりまして、民間の事業者さんも、当然新潟市でも設置は可能なんですけど、今のところ設置がないということでございます。これには、私どもが社会福祉法人などによる事業拡張ということでお願いしていた経緯もありますし、厚生労働省の施設整備にかかる補助金が民間の事業者さんだと対象にならないというようなこともあります。それから、東京都内や横浜市のように、認証保育所ということで、認可の基準は満たさないけれども自治体独自に認証するという制度も新潟市にはありませんので、そういうことから今のところ参入があまり進んでこなかった状況はあるのかなと思っております。以上でございます。

ます。

(事務局：保育課運営係長)

⑥産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関することです。国は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項として、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項をあげています。内容は1ページのとおりです。

2 ページをご覧ください。現在、本市では育児休業明けによる年度途中の入園について、予約は行っておりません。入園月の前月の初日に申込を受け付けています。育児休業明けの方を、新たに就職をする方より優先することが、公平なのかという懸念もあります。

また、年度途中の保育士確保は難しい状況にあり、仮に年度途中の入園のために、年度当初から保育士を確保した場合、入園するまでは、委託料が入らないため、園の負担が大きくなることが考えられます。これらを考慮して検討していく必要があると考えております。以上です。

(事務局：保育課管理係長)

長時間にわたりありがとうございました。幼保部会にかかわる事業ですとか、現状について資料をもとに走り走りですがお話しさせていただきました。よろしく願いいたします。

(小池部会長)

ただ今の事務局からの説明について、質問や確認事項があれば、委員の皆さまからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(梅坂委員)

私立保育園につきましては、今までどおり市の受託事業として補助を受け取ってという選択肢があるということで分かりました。幼稚園とか認定こども園についても分かりました。公立幼稚園は一体どういうふうになるというのが、どこにも明示されていませので、その辺われわれは今後どうやっていくかのうえで、いろいろな面から考えますとどのようになってしまうのかなど。公平の原理からいけば、今は割と自由に送り迎えができる、収入的には裕福な方が、逆に言うと保育料もかなり優遇されたところに通っているという方が1,000名弱おられるんですけども、やはりその辺がはっきりしないと。私どももどのように今後運営していくというものの重要ポイントになると思います。それとその公立幼稚園に通われる保護者の方の代表が入っていれば、またそういう意見も公平に聞かれると思うんですけども、その件につきましてはいかがでしょうか。

(小池部会長)

事務局のほうで、今の現段階で説明できるところで構わないと思いますので。

(事務局：教育委員会学校支援課副参事)

公立幼稚園につきましては、このような子ども・子育て会議の動きを受けまして、どういうふうにしていくかを決定していきます。今のところ決定していません。

(梅坂委員)

決定していないということは選択肢がいろいろありますよということですね。

(事務局：教育委員会学校支援課副参事)

こちらでぜひ議論していただいて、その議論を受けて検討していきたいと思います。

(小池部会長)

こちらでというのはこの部会でということですね。

(事務局：教育委員会学校支援課副参事)

この部会です。

(小池部会長)

この部会というわけですが、よろしいでしょうか。公立幼稚園をどのようにしていくかというのは、まだこれから多分各自自治体のところでもきつと課題になって出てくる所だと思いますので、またその辺りの動向を見ながら、新潟市の現状を見ながら進めていければと思います。その他ご意見のほうはいかがでしょうか。

(田巻委員)

①-6の地域型保育事業の中の居宅訪問型保育というのがありますが、新潟市と社会福祉協議会がやっているファミリーサポートというのはこれに当たるんですか。いわゆるこれはベビーシッターですか。

(事務局：保育課長)

そうです。保育士といった方が、直接家庭に行って保育をします。ファミリーサポートのほうは、例えば園に連れて行くとか医者に連れて行くとか、それから一時的に買い物に行っている間にちょっと見てもらうというもので、保育をするために家庭に来ることは違うと思います。

(田巻委員)

なるほど。とにかく買い物ついでとかということではなく、家庭で保育をするという事業だと。

(事務局：保育課長)

そうです。

(田巻委員)

分かりました。

(小池部会長)：よろしいでしょうか。

(平澤委員)：梅坂委員のすぐ後に言えばよかったのかもしれません。公立の幼稚園というお話がありましたが、私立の保育所がいかにかというのは流れが決まっているわけですが、いわゆる公立、新潟市であれば新潟市立の保育園がどんな方向へ進むのか聞いたかったわけなんです。現時点での考え方ですけど、これからいろいろな国の動きを受けるということは当然でしょうけど、現時点での考え方が聞きたいんですが、お願いいたします。

(小池部会長)

では事務局のほう、お願いしたいと思います。

(事務局：保育課長)

現時点でのお話なので、特別この方向性が今出ているというものはないですけども、子ども・子育て会議のほうで進行していますニーズ調査がやはり大きいと思います。その中でその需要をどう見込んでいくのか。その施設の計画としてはどういう受け皿、どういう制度を設けていくのかをこの 27 年度に向けて議論していくことになると思いますので、その中で公立と私立保育園に関して、公立と私立の役割分担ですとか、こういった体制を作っていくのかというのはこれからの状況を見ながらと私は考えています。

(平澤委員)

ありがとうございました。

(小池部会長)

どうぞ。

(大山委員)

資料 3 の③延長保育の部分で、午後 6 時から午後 8 時までのこの利用実態というのでしょうか、通常は延長保育というのはまあ 7 時、8 時という線だと思うのですが、午後 8 時から閉園時間というのは、これはどの程度の時間を想定というか、実態としてあるのか。この 2 ページに実施施設が書いてありますけれども、この施設において延長保育の利用時間がどの程度になっているかというのは、この資料では把握することができないので、そういう部分がもしお分かりになるようであれば、後日でも結構なので、確認させていただきたいというのが一つと、特別保育の中でここにはないのが休日保育です。いわゆる土曜日の午後とか日曜、祭日等の保育、確かこれは新潟市は委託されている認可園でやっておられるところがあるので、その辺の実態があると思うんです。可能であればお聞かせいただければありがたいです。その 2 点でございます。以上です。

(小池部会長)

ありがとうございます。延長保育の現状について、事務局のほうで、今のご説明で分かるところがあれば教えていただけたらと思います。

(事務局：保育課長)

利用の実情ということのご質問だったと思いますので、実態については整理したうえで報告したいと思います。

(大山委員)

ありがとうございます。

(小池部会長)

市内でほぼ 24 時間ではないですけど、日を越えて保育されているのは 2 園ですね。

(事務局：保育課長)

実態としてございます。人数は少ないです。延長午後 10 時前後ぐらいまでが一番のピークなんですけれども、それ以降お預かりしているお子さんも数が少ないですがいらっやいます。

(大山委員)

認可園であるんですか。

(事務局：保育課長)

はい。それとあと休日保育につきましては、10 園で実施しております。ただやはりそれも、園の体制が取れるかどうかというのが非常に大きいことと、開園している間にお預か

りするお子さんの数は運営に非常に大きい影響がありますので、全区まんべんなくあるという状況ではございません。

(大山委員)

そうですね。

(事務局：保育課管理係長)

すみません。休日保育の資料については追加でお示ししたいと思います。

(大山委員)

ではお願いします。

(事務局：保育課管理係長)

北区にないので、既設の保育園さんにはお願いはしているんですけど、日曜日やるということになると、保育士の配置が必要になりますし、なかなか、お願いします、はい分かりましたとならないところです。各区 1 園あたりなので、やはり自宅から遠いところに平日お預けに行っていただくような状況もあって、だから休日保育もそんなに増やしていけるかどうかというのもよく分からないところではございます。資料はこのタイプと同じように整理しまして、追加で各委員さんにお示ししたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(大山委員)

あと病児保育なんてありますか。

(事務局：保育課長)

病児は今年度 1 月で 8 施設になります。当初予定しました 10 万人に 1 カ所という、人口に対する目標はほぼ達成することになります。ただこれも休日保育と同じように、全区にあるというわけではございません。ですからその辺、今回市民病院が比較的バイパス、高速に近いところに開設して、かつその開設の時間も朝 7 時からということで、比較的早い時間から受けられるような体制でスタートしますし、比較的広域的なところを対象にして考えております。

(事務局：保育課管理係長)

病児保育については、地域ネットワーク部会のほうで取り組んでおります。

(横尾委員)

私どものところのファミサポ事業をやっていると、一人親世帯の看護師さんですとか

介護士さんですとか、夜間の保育をご希望されるニーズがあるのですが、新制度によってこの夜間など、基本的にすべての就労に対応ということになっているのですが、ここはもうお泊り保育ということによろしいのでしょうか。この夜間の対応は一晩またぐだけではなく、朝までの預かりということですか。

(事務局：保育課長)

お泊りというか、朝までであれば当然そうでしょうけれども、要はどの時間までお預かりして、どの時点で保護者の方にお渡しするかということですので。

(事務局：保育課運営係長)

資料に載っている夜間というのは、保育の事由について新たに追加されたということで、今国が示しているのは、昼間就労している方のみ「保育に欠ける」としているのですが、新たに夜間お勤めの方も、昼間はお家にいたとしても保育が必要というふうに認めるといふ資料になっております。

(横尾委員)

そういうことなんですね。

(事務局：保育課運営係長)

それがイコール夜間保育園が必要とか、そういう意味ではなくて、保育の事由として追加されたということで、本市では今既に夜間お勤めの方で昼間睡眠が必要ということであれば「保育に欠ける」というふうにして認めております。

(横尾委員)

なるほど。実際に夜間、そういった一人親の方たちの、夜間またいで朝まで預かれるような施設というのは、今新潟市にあるんでしょうか。

(事務局：保育課運営係長)

1園エンジェル保育園というところが24時間保育をやっていますが、現状はお泊りするという方はあまりいない、1人、2人くらいというところが現状です。

(横尾委員)

分かりました。ありがとうございます。

(大山委員)

むしろ多いのは学童なんです。朝までというのは、意外と。そうなると思外になって

しまうので、なかなか。やはり小さいころはお母さん、お父さんが寄り添うという。もう小学校ぐらいになるとむしろ一人でいなさいみたいな感じみたいですね。

(小池部会長)

すみません、横尾委員が発言したのは、資料のどこを見て発言していたのでしょうか。

(横尾委員)

資料3の①-3の保育園の6ページの入園事由についてです。

(小池部会長)

分かりました。では他にご意見や質問はございませんでしょうか。

(丸山委員)

幼稚園が大きな選択を迫られておまして、公定価格が来年ということですが、何度か市の方とお会いしている中でも何度か言わせていただいておりますけれども、27年度から幼稚園でそれがスタートするには、26年で入って間もなくからもう翌年度の募集の活動が始まります。その時期に公定価格が定まっていなくて選択のしようもないです。募集の準備もできませんので、なるべく早めに公定価格を出してほしいということを国のほうに言っていただけたらなと。また公定価格の中身ですよ。どんなになっていくのかというところが分からないと、ただ金額を示されたところでも、実際どういうふうに使えるのかというのが分からないので、その辺もしっかりと言っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局：保育課長)

最近の検討部会で考え方が検討されていまして、それはホームページにアップされております。年度末までには方向性を出したいと、その方向は変わっていないと思いますので。

(事務局：こども未来課長)

最近開かれた基準部会でまた議論はあったようですけれども、まだまだその骨格は見えてこない。まあ新年度に入ってからというところもあるのかもしれないというところだと思います。それが決まらなとかなか幼稚園のほうも方向性が定まらなとはお聞きしておりますので、重ねて国のほうに実情を伝えていくということだと思っております。

(丸山委員)

お願いします。

(梅坂委員)

1号認定の公定価格というのは非常に大きいウエイトですので、同じ悩みを抱えています。

(小池部会長)

国のその方向性が固まり次第、本市のほうでも動くということで、できるだけそのタイムロスがないかたちで。

(事務局：こども未来課長)

そうですね。それで、やはり私立幼稚園のほうも園としてどういうふうにするのかと。このまま幼稚園というところなのか、あるいはその公定価格のほうも給付型のところに割っていくのかと、その判断が出てきます。

(小池部会長)

そうですね。私立の幼稚園さんとしても少し備えをしていただきつつ、できるだけというところで進めていければというふうに思います。

(平澤委員)

資料3の①-1認定こども園という資料に関連してですが、今の丸山委員の発言にも関連しますが、2ページの一番下に、既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けないと、こう言っているわけですが、これはもう早くから言われておりますが、ただし括弧の中には政策的に促進とありまして、私どもはいろいろな保育の団体がありますが、その団体の中で移行した場合のメリット、デメリットとか、あるいは現状のままとどまった場合のメリット、デメリット、いろいろ分析、研究をしているわけです。

また学識経験者の中でも、いろいろなことをおっしゃる先生がおりますが、学識経験者の方は当然であります。どちらの判断がいいなんていうことは絶対言われませんが、最終的には各々の法人なりの判断だというご発言でありますけれども、この時期にまいりますと相当情報も公定価格がまだですけれども、浸透してまいりましたので、一部の組織、あるいは一部の学者の中では、こういったほうがみたいな発言をもう踏み込んでなさる方もいらっしゃると思います。ニーズ調査もこの後でございますので今は何とも言えないと思いますが、しかしながら政策的に促進というところが非常に私どもは気になるところでありますので、市の行政当局としては、国からこんなことがあればこんな判断をするとかいうふうな、ちょっと言いにくい点かもしれませんが、私どもの今後の方向性を判断するうえでの一つの指標としたいと思っておりますので、現段階で言える範囲で結構ですので、この移行については義務付けがないんだけれどもこんな感じだということをお聞かせいただければと思います。

(小池部会長)

ありがとうございます。それでは事務局のほうでわかりませんか。

(事務局：保育課管理係長)

政策的に促進と書いてあるのがちょっと誤解を生んだようなところがあればお詫び申し上げますけれども、これは国の資料からそっくり 1 行取ったところなんです。当初、総合こども園案のときに、何カ年かの経過年数のうちに全園が移行するということになっていたことがひっくり返って、そのときに義務付けないだけどもということにくっ付いた文言です。具体的にどういうことで、優遇策があるとか、こっちのほうでメリットが大きい、認定こども園に移ったほうがいいんだよという、そういう優遇の考え方はどんなものが出てくるのかと、私もこの資料を見ておったのですけれども、今のところ具体的に示されているものが確認できません。政策的に認定こども園に移ってもらいたいのであれば、何をもって移って下さいねと国が言うつもりなのか、事務方で資料を見た限りではちょっと分かりません。ただ、国のほうとしてはこういう言い方をしておりますので、全国的に幼稚園と保育園の立地条件が違うという地域差もありますから、そういったところでも進めたいところの地域があるのかもしれないし。もし新たな情報があるようであればお示しいたいとは思いますのでよろしくお願ひします。

(平澤委員)

分かりました。

(小池部会長)

先ほどの公立、私立もですし、幼稚園、保育園もそうですし、それぞれの地域で自治体でできる格差があるので、多分国としても一体的にこうという、どれが正しいかというのは非常に言いにくい現状もあるんだとは思ひます。ありがとうございます。

(田巻委員)

今後もニーズ調査をいろいろなところでということがあったので、それに関連して伺いたいんですけども、前回出したニーズ調査の回収率を上げるためにどうするかというのをこども未来課の佐藤さんが言われたんですが、低かったということですが、今のところどれぐらいの回収率ですか。一応来週月曜日に締め切りを延ばしたということですが。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

当初 11 月 15 日を締め切りとして、目標を 50 パーセントとしておりました。11 月 11 日までに来たもので、約 33 パーセントです。これでは低いということで、お礼と督促状を兼

ねたようなはがきを1万2,000世帯全部に送りまして、10日間締め切りを延ばしたということです。おとといまでの段階で10ポイント以上上がり46パーセント程度です。25日には何とか50パーセント行くのではないかなという見込みです。以上です。

(田巻委員)

ありがとうございました。

(事務局：こども未来課長)

これに関しては他都市も同様に苦戦をしているということを聞いています。督促状はどこの市でもやはり送っているというところです。

(小池部会長)

普通の郵送調査は3割ぐらい行けばまあまあだと思うので、市がされているからだと思うのですが、滑り出しとしてはそう悪くない数字だと思います。もう1回週末をはさむと多分もうちょっと伸びると思うので。ただパーセントが高いのに越したことはないので、もう1回はがきを送っていただいたのと締め切りを延ばしていただいたということはすごく大事なことだと思います。新潟市のニーズ調査は、多分回答する側からすると他の自治体よりは回答しやすいものにはなったと思うので、最後もう少し上がってほしいですね。

(梅坂委員)

前回の次世代育成対策推進法のときの調査はどのぐらいの回収率ですか。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

就学前児童ですと5割を超えました。5年前は、小学生の保護者については、学校にお願いして、学校で回収してもらったので、かなり回収率が高かったです。ただ、それが正確なニーズなのかどうかという懸念があったので、今回は一斉に郵送で行いました。

(小池部会長)

ありがとうございます。他、いかがですか。

(事務局：保育課管理係長)

何か今やっている新潟市の事業の中で疑問な点とか、どういう扱いになっているのとか、どういうことなのみたいなのがあれば、ご発言いただきたいと思います。

(山本委員)

もう既にご説明があった後に恐縮なんですけど、一時預かり事業の地域密着型と地域密着

Ⅱ型の違いについて教えていただきたいのですが。資料②-1の一時預かりです。

(事務局：保育課運営係長)

地域密着型と保育所型の違いは、地域密着型というのは大勢の人が集まるような場所でやるというものなのですが、地域型と地域Ⅱ型の違いは、保育士配置の基準が地域Ⅱ型のほうがちょっと緩いというか、地域型のほうは普通の保育園と同じ基準でやっているんですが、地域Ⅱ型のほうは保育士の数がちょっと緩めに配置されているところが違います。

(小池部会長)

その緩めのところは例えば、Ⅱ型は保育士は、1名以上でよいという感じで、全員保育士でなくてもいいということなんですよね。

(事務局：保育課運営係長)

はい。

(丸山委員)

最初のあいさつのところで、ハンディのあるお子さんとか言われましたけれども、この制度ではこういったお子さんをどういうふうにカバーされていくのかよく分からないんですけれども。就学前の子どもを見るという制度だというふうに理解しているんですけれども、そういった認可外でのシステムを私はよく分からないんですが、教えていただければと思います。

(小池部会長)

認可外の保育施設さんで、そういうハンディのある子どもたちをどう、この仕組みの中でフォローするかということですね。

(丸山委員)

考えているのかどうか、するならどうするのかというところです。

(事務局：保育課管理係長)

新しい制度になったときの認可外の扱いがどうかということですか。

(丸山委員)

はい。

(事務局：保育課管理係長)

地域型保育事業の中で示されたところの、6人から19人のほうの事業に移行していただくのが、一番私どもとしてはいいのだらうなと思っています。ただ、施設だとか人員の基準を満たさないとやはり認可は取れないので、今のまま認可外保育施設としても取らざるを得ないものもあるという気がちょっとしています。

(大山委員)

障がい児に関しては基準はなかなか難しいですね。

(事務局：保育課管理係長)

市町村事業として認可の施設になれば、経営的には安定することになるので、年度当初からうちでもお預かりしますよというやはりPRもできるでしょうし、そういうようなことも思っています。すべての事業者さんがどういうお考えでいるのか分からないところですので、保育課としては、もうちょっとその基準なりがはっきりした段階で、私どもが把握している届け出対象の6施設に、説明会みたいなものをしてご意見伺うような機会も作りたと思います。

(大山委員)

そうですね。

(丸山委員)

分かりました。

(小池部会長)

そうですね。認可外でも20人を超えても確認を受けるかどうかという、それぞれの事業者さんによるわけですね。またもう少し見えてくると、また説明会等も本当にやっていただければと思います。

私から1点ご質問なんですが、ここは要するに事業の運営のかたちを審議する場というのは分かっているのですが、これらの仕組みは例えばその利用者である保護者の人たちに、どのようなかたちで示していくのかということのも、ちょっとそれも検討していただければと思います。正直多分、今保育園を利用しているお母さんたち、あるいはこれからお子さんを育てていく保護者の方たちが、パンフレットは目にはしているんですけども、これが自分たちにどう変化をもたらしていくのかということについては、多分今まで提出していた書類も違ってくるでしょうしというのは、どうもやはり認識されていません。先日もあるところで変わるんですよと話をしたら、それは一体何なんですかと言うような状況になっていますので、やはりある程度筋が見えてきたら、それぞれの受け入れる、園のほうもそうですけれども、保護者のほうにもどういうかたちでアプローチをされていくのかとい

うのも検討していただければというふうに思います。

他、私も今回資料を見せていただいて、まだ国のほうの方向性が決まっていないというところが非常に多くて、ある程度方向性がもう少し見えれば、またここはどうなるんだとか、では新潟市ではどうするんだという話ができると思うのですが、まだ方向性は何となく見えるとか、大事なものは保育の質を確保していくということや、今までやってきたものの質を落とさないという、そういう基本的なところはそんなに変わらないと思いますが。

という状況なので、まだ細かいところは難しいと思いますが、他、特に、今の段階でここは聞いておきたいこととかございましたら。今事務局からおっしゃったように、今されている事業で疑問とか、ここはどうなっているのかとか。

(梅坂委員)

自分のところのデータかもしれませんが、認定こども園ということは保育園と幼稚園とございまして、どちらも今話題になっています延長保育といますか預かりといますか、名前はそれぞれ違うんですけども、保育園でしたら延長保育、それと幼稚園ですと私らのほうは、長期間ずっと終わったら延長してくださいという人がいます。もう一つは短期的に忙しいからということで、用ができたということで預ける人、この3種類いるんですが、幼稚園と保育園の両方見ていまして、実は日が当たっていない部分がございます。例えば午後7時からわれわれは会議をやるんだと行って、いつも最後まで、お子さんが帰るまで会議ができないんです。最後に残っているのは幼稚園のお子さんの延長のほうは実は長いんです。なぜかと調べていくと、やはり保育園に入るにはきちんと先ほども予約はできないみたいな問題がありましたけれども、ある程度きちんとした人が入れると。では、ちょっと生計が大変だから頑張ってみようといっても、なかなかパートすら見つからないと。そうすると割と皆さんが嫌がる、子どもが帰ってきて夕食を食べさせるちょっと前だとかというパートは、割と見つかりやすいという方が大勢おられるので、ぜひこの新制度が始まったら、保育園のほうに入るか入らないかというのが緩和されて、そういう人にもぜひ光が当たるようにしていきたい。幼稚園の立場ですが、認定こども園をやっているものとして、ぜひそこら辺も考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

(小池部会長)

ありがとうございます。

(事務局：保育課長)

大体何時ぐらいまで。

(梅坂委員)

やはり午後7時すぎて残っている子は幼稚園の子が多いです。

(事務局：保育課長)

そういった方というのは決まっている方ですか。

(梅坂委員)

そうです。決まっていますけど、普通だったらあまり選ばないような職種だから突然長くなるとか、もう長いのは最初から覚悟しているという方が多いかと思います。

(小池部会長)

幼稚園さんでも後ろの線を引いてあるんですよね。何時までと。

(梅坂委員)

通常6時までには大体。

(大山委員)

基本的には子どもの体のことが一番大事で、ショッピングセンターとかそういうところで夜買い物をしていると、こんな子がこの時間にいるのかという。今の子の実態というのでしょうか。当然、夜寝るのが遅くなれば朝が起きられない。国が示している「早寝早起き朝ごはん」というのがなかなか浸透しない。今の若い方々の、働いているんだけども安易に子どもを連れて行かれるという。そういったところに、難しいのかもしれませんが、行政がバックアップして、私が心配しているのはこの延長保育を8時、10時までさせて枠を広げたところで果たしていいのかどうか。子どもの健康、健やかな成長を考えた場合に、どこまで行けばいいのかというのが非常に心配です。そこはやはり子どものことがどこか置き去りにされることを心配するのですが。

(事務局：保育課長)

そういうサービスを拡充するというか、多元化をしていくということが本当に子どもにとっていいのかというのが必ず議論になっています。休日保育にしる、病児保育にしる、果たして本当にそれが子どものための環境にいいことなのか。例えば病児の場合は、一番体が弱っているときにやはり親の看護が一番の薬になるのではないかと思うのです。一方でやむを得ず働きに出なければというのも、これは現状であるわけですから。そういったところを行政としてはどういうサポートの仕方が一番なのかということは非常に悩みます。休日保育もそうです。休日保育で預けてしまうと、子どもにとっては家庭で夜しか親子で接する時間がない。せめて日曜日一緒に1日だけでも親子で過ごす時間というのは必要なんじゃないかということを考えると、果たして子どもにとっていいサービスをしているの

かというのがあります。

(大山委員)

そこも忘れてはいけないことで検討しなければいけない部分ではないのかなと。

(事務局：こども未来課長)

子どもの視点が大事ですね。子どもにとってどうだということは本当に考えなければ。それを皆さんのほうでも議論していただきたいし、例えばひまわりクラブの中でも同じような、時間の延長の中でまたそういう意見もいただいています。やはり必要だからといって延ばすのはどうなのかということですね。行政がやるサービスと、子どものほうの視点から考えたらどうなのか。親のことを考えて延ばすというばかりではない、子どもにとってどうだということをぜひまた議論していただきたいと思います。

(平澤委員)

非常に大事なところなんですけど、今おっしゃったことを議論したら1時間、2時間になりそうです。課長さんたちからもそういう話がありましたけれども、例えば延長保育といえども、今はもう普及して一般化してきましたけれども、当時最初にやったころは、おまえら悪いことやっているんだという言い方をやはりされました。だから今出ました休日保育も、病児・病後児にいたってはもう病気のときまで預けるのかと。子どもの視点というのは非常に大事であって、私どもも会議をやるたびに子どもの最善の利益ということを行います。現場のわれわれが子どもの視点でものを言うのは大事でしょうけれども、やはり私は最終的には選択肢の一つとして、システムの一つとしてそういうことを利用できるということを用意するのはやはり必要なんじゃないかなと。それがあの中で選択するか否か、それはまたいろいろな家庭環境等々から判断して、親とのかかわり、重要性とかはもちろん大事に考えたうえで、やはり選択肢としてあることは、私は基本的にはいいことなのではないかなと。あとはやはり利用の仕方ということになるのではないかと。この会でもできる限り論議はされたほうが良いと思います。そんなふうに思っています。

(小池部会長)

選択肢の一つであり、サービスとして用意するのは非常に大事だと思うんですけど、それを本当に利用する側のところもやはり課題にはなってくると思います。親がと言いついで気にする思いということもあるので、そこのバランスも見ながら。やはり新潟市は子育てしやすいよねというところで最後持っていければ一番いいのかなと思います。

それでは他に特にご質問がなければ、事務局のほうにお返ししたいと思いますよろしいでしょうか。

(大山委員)

1点ちょっといいですか。

一時預かり事業の2ページのところなんですが、私は実態がよく分からないので聞かせていただきたいのですが、対象児童というところの小学校就学前というところの具体的な日数なんですが、通常であれば保育というのは3月31日まで、学年のその始まりという学年の始期を考えると、学校は4月1日から、入学していなくてももう入学したとみなすというかたちで、3月31日は自分の育っていた保育園で一時預かり、または保育園がずっと続けていращるんだと思うのですが、4月1日になると入学はしていないんだけど、もう児童クラブに行かなければいけないという、子どもたちの不安定な精神的なことを考えると、この7日間というのは結構大きいのかなと私は昔から感じています。私の出身の新発田では完全に3月31日で切ってしまうと、4月1日から児童クラブ行けという感じなんです、新潟市さんではこの7日間というのはどういうふうですか。

(事務局：保育課運営係長)

まず一時預かりというのが、保育園に通っていない方を対象としているので、今の委員がおっしゃっているのは、保育園に入園している方が卒園時に、いつまで入園しているかというお話になるかと思うのですが、新潟市でも3月31日まで通っていた保育園、それは一時預かりではなく普通に保育園の通園として通って、やはり4月1日からは学童のほうに行っています。

(大山委員)

学童のほうへ行っちゃうと。一時預かりはどういう。

(事務局：保育課運営係長)

一時預かりというのは、基本働いている方は保育園に行っているととらえていますので、一時預かりはそれ以外の理由でと考えておりますから同じです。小学生になる前となると3月31日までです。

(大山委員)

31日までと。

(事務局：保育課運営係長)

はい。

(小池部会長)

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。それでは事務局のほうにお返しし

たいと思います。事務連絡ということなのでお願いいたします。

(事務局：保育課管理係長)

長時間にわたりありがとうございました。次回の会議ですが、まだ国のほうの状況とニーズ調査の集計の進捗状況によりますが、年明けから平成 25 年度中に 2 回から 3 回やらせていただければと思います。開催の日時につきましては、ご議論いただく内容がないと、お忙しいところお集まりいただく意味がございませんので、ある程度の期間を設けて日程調整のほうをさせていただきたいので、お忙しいことと思いますがよろしくをお願いします。

(小池部会長)

他にありますでしょうか。なければ本日の会議は。

(平澤委員)

ちょっと恐縮ですが、もしあったらなんですが、ニーズ調査は今行われているわけですが、現物と全く同じ調査票がもしあったら参考までに。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

締め切り後でもよろしいですか。

(平澤委員)

はい。参考までに。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

ホームページ等にも掲載しようかとも考えたのですが、外部に出回ると悪用までとは言いませんが、ニーズ調査に影響があるかもしれないということで、今全てお断りしている状況です。25 日が締め切りですので、その後各委員さんにお送りします。

(平澤委員)

そうしていただけると大変ありがたいです。

(事務局：こども未来課企画管理係長)

はい、申し訳ありません。

(小池部会長)

よろしいでしょうか。なければ本日の会議をこれで閉会させていただきたいと思います。皆さま、大変ありがとうございました。それでは進行をお返ししたいと思います。

(事務局：保育課長)

小池部会長、ありがとうございました。以上をもちまして第 1 回幼保部会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。